



令和2年8月12日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	事業者指導係	上野	内線 2987 直通 058-272-8196 FAX 058-278-2889

飲食店運営事業者に対する景品表示法に基づく措置命令について

本日、下記の事業者が運営する店舗において、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められましたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

記

1 被処分事業者

名称：株式会社 田中屋FOOD SERVICE

所在地：揖斐郡大野町黒野650番地7

代表者：代表取締役社長 田中 ^{さとる} 寛

店舗名：雪月花 ^{せつげっか} 大野店（揖斐郡大野町黒野山落80-17）

2 違反事実の概要

(1) 対象商品

「雪月花 大野店」において提供した料理

(2) 表示期間

別表1、2「表示期間」欄記載の日

(3) 不当表示の概要（別表1、2）

表示媒体	表示内容	実際
店舗メニュー及びフリーペーパー	飛騨牛を使用しているかのように表示していた。	提供された料理について、一部飛騨牛ではない牛肉を使用した料理があった。
店舗内掲示板		掲示板について、一部銘柄牛の個体識別番号が飛騨牛と認定されない品種が記載されていた。

※「打消し表示」の扱いについて

店舗メニュー及びフリーペーパーの表示について、「入荷状況により内容が変更になる場合がございます」等と当該対象商品の例外を示す記載はあるが、これらは、「飛騨牛」の表示から離れた箇所や、小さな文字で記載されているなど、例外の内容を一般消費者が正しく認識できるような適切な表示方法ではなかった。

3 命令の概要

- (1) 違反行為について、一般消費者に周知徹底すること。また、その方法について知事の承認を受けること。
- (2) 再発防止策を講じ、自社の役員・従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、同様の違反表示を行わないこと。
- (4) (1) 及び (2) について、知事に報告すること。